

奈良県立五条山莊条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

奈良県立五条山莊条例を廃止する条例

奈良県立五条山莊条例（昭和四十八年三月奈良県条例第二十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。